

山口県知事 村岡嗣政 様

山口県県議会議員政務活動費に関する質問

平成 29 年 6 月 19 日

岩国を守る会 “風”

南部博彦 津田利明 小中幹男

片山清勝 稲生慧

昨年 1 2 月末に山口県会議員の平成 2 7 年度の政務活動費についての情報を開示して戴きました。その資料を見て、これまで不適切な使途として度々報じられていた人件費の支払先が非開示であったこと、その領収書が自作であったこと、使途を 2 分の 1 に按分すれば事足りていること、政務活動を行った記録がないことなど数多くの疑問が出てきました。これら代表的な疑問について以下質問いたしますので、透明性を確保する提案とあわせて、回答をお願いします。

1. 人件費領収書の支払先非開示について

支払先が非開示では適正な使途であるか検証できません。若し仮に、個人情報保護のため非開示といわれるのであれば、知事部局で適正な支払であると確認している証明書類または監査結果等の文書を開示頂きたい。

2. 研修費の年会費について

「添付資料 1」に示した 3 1 もの諸団体に年会費が支払われていますが、適正と言える根拠についてご回答ください。

3. 使途にかかわらず一律 2 分の 1 に按分について

議員の活動は①私用、②政務活動、③後援会活動に明確に分けられると考えます。それであるならば、使途を按分するという概念が理解できません。しかも政務活動費が一律 2 分の 1 に按分するという根拠について、説明頂きたい。

4. ガソリン代について

3 項と同様に①私用、②政務活動、③後援会活動等に区分すべきと考えますが、

1) 一律 2 分の 1 に按分する根拠について

2) 2 0 万円を超える方が複数おられますが、上限はいくらかについて

3) 領収書より給油実態をみてみますと「添付資料 2」のように 1 週間に 8 0、9 0 リットル給油している不自然な給油例がありました。運行記録台帳等で政務活動の実態を把握していますか。あれば、その記録を提示願います。

5. 事務所の実態について

所在地、所有者、賃料等の実態を把握できていますか

6. 新聞購読等について

購読が10紙前後の方が複数おられます。本当にそれだけ必要なのか、その根拠を教えてください。購読紙数の上限を設けるべきではありませんか。

7. 領収書のあり方について

政務活動費の収支報告に領収書の提出を求めるのは、適切な使途か確認のためだと認識しているところであるが、以下の領収書で適正な使途と確認出来た根拠についてお聞かせください。

- 1) 「添付資料3」の領収書は領収書添付書式の冒頭で「すべて〇〇が使用したものであることに相違なし」と記入して購入者不明のレシート等が添付されている例です。この領収書の提出者はガソリンの使用料金が多額な方で4項の添付資料2のかたです。(ファイル名 ガソリン領収 1-1、1-2)
- 2) 「添付資料4」領収書はレシートの受領者の氏名と確認印と思われるところが黒塗りです。受領者が当該議員だとすれば個人情報で黒塗りにする必然性がないのではありませんか。(ファイル名 〇〇ガソリン領収購入者)
- 3) 「添付資料5」の領収書はファイナンスの引落しの領収書か引落とし通知を切貼りしたものでないか思われますが、これでは支払者が不明です。(ファイル名 〇〇ファイナンス領収切貼り)
- 4) 「添付資料6」の領収書は旅費の領収ですが、神社庁のツアーの神社参拝と講演会で神社庁の領収書ですが、問題はないのでしょうか。

提案について

8. 政務活動費を山口県のホームページでの公開について

収支報告書とその領収書及び政務活動を行った報告書等の活動記録を山口県のホームページで公開して戴きたい

9. 政務活動費の使途の事前登録について

支払先の透明性が重要です。自動車・事務所・人件費(事務員・作業員)等の支払先を事前登録制にすべきではないですか。

10. 事後支払いについて

(ア)事前登録制に改めれば、適正な使途かの確認がしやすくなります。

(イ)人件費、自動車のリース代、事務所費は受け取り者が県に請求し県が直接支払う方式にすべきです。

(ウ)②以外の経費は、県議会開会手当と一緒にの時期に後払いで支払う方式にして戴きたい

政務活動費の使途について山口県の回答

平成 29 年 6 月 19 日(月)
議会事務局 野村氏 他 1 名

1. 人件費領収書の支払先非開示についての回答

- ①提出領収書の支払先個人名は開示されている。
- ②支払先が議員親族でないか確認している。
- ③確認は議員に行っている。
- ④事務員とは電話での遣り取りがあり、それで確認できているものと思っている。

●電話での遣り取りがあるから確認できているというのは、推測に過ぎない。との質問には明確に回答できず。

●議員の性善説に依拠し、それ以上の確認義務も権限もないことが障害である。

2. 研修費の年会費について

- ①事務局で団体を調べている。
- ②個人としてか、議員としてかを議員に確認している。
- ③議員が団体について質問している例もあり、質問をしていけば良い。
- ④例示の諸団体への支出は適正である。

3. 2分の1に按分する根拠について

- ①政務活動が2分の1を超えているからと良いながらも、政務活動の実態を調査したものはない。
- ②3分の1や4分の1の判例も承知している。
- ③他県の例も参考にしている。

●2分の1の按分にする按分の根拠はあやふやなものである。

4. ガソリン代について

- ①2分の1の按分は3項の回答のとおり
- ②上限はない。
- ③不自然な給油については議員に確認している。車番の記載があればそれで確認している。
- ④使途は議員本人が消費したもののみで、事務員等議員以外の消費は認めていない。
- ⑤政務活動の実態を聞くこともあるが、運行記録についてはない。

5. 事務所の実態について

- ①事務所は登録されている。自宅か賃貸かは確認している。
- ②契約書の提出はないが、議員に保存義務がある。
- ③確認は必要に応じて行っている。

7. 新聞購読等について

上限はない。

8. 領収書のあり方について

1) 受領者の無い領収書について

①議員の車は登録されている。複数台の場合もある。

2) レシートの受領者や印鑑の黒塗りについて

①例示領収の黒塗り部分は、発行者の個人名や印鑑である。

3) ファイナンスや通帳の切貼り領収について

①問題ない。

②通帳やファイナンスが本人か議員に確認している。

4) 神社庁のツアーについて

①神社庁のツアーであっても、旅行社への旅費なので問題ない。

②神社への参拝のツアーでも問題ない。

③議員に確認している。

回答への総評

- 確認は議員に行っているが、議員の性善説に依拠しており、確認以上の義務や権限がないのが問題である。
- 事務員等の雇用の確認は事務連絡時の電話での遣り取りであり、推測にすぎない。
- ガソリン代は議員本人分のみ適用とのことであるが、領収書の大多数は誰のものか判断出来ないものである。

問題は、性善説に依拠し知事部局に確認義務や権限がないところと、人件費等の支払先の確認が電話での事務連絡では、これでほぼ間違いないのであるかもしれないがあくまでも推測の域でしかない。それに、ガソリン代は議員本人の使用分のみとのことであるが、領収書から当人分だけとの判別ができない。これらの点が改善されないと事後払いにしても解決はできないであろう。

解決策としては、①支払先を事前登録制にする。②政務活動記録の作成・保管と提出を義務化する。③知事部局に調査義務と権限を与える。④ホームページで政務活動費と政治活動費を公表する。

多くの人の監視のもとに用途の透明化と適正化の維持を図るのが最も賢明な方策であろう。